

リンデンバウムいずみホームヘルパーステーション

訪問介護・第一号訪問事業 重要事項説明書

1. 訪問介護サービスを提供する法人について

法人名 社会福祉法人 いずみ会
代表者氏名 理事長 花岡 農夫
所在地 秋田県秋田市泉菅野二丁目17番11号

2. ご利用者への訪問介護サービスを担当する事業所について

事業所の名称 リンデンバウムいずみホームヘルパーステーション
所在地 秋田県秋田市泉菅野二丁目17番11号
管理者氏名 伊藤 明 廣
電話番号 018-896-5855

3. 事業の目的及び運営方針について

事業の目的 この事業は、介護保険法関係法令の定めるところにより、要介護状態または要支援状態等にある高齢者に対して、適切な指定訪問介護サービスを提供することを目的とします。

運営方針

1 事業所は、要介護状態または要支援状態等にある高齢者に対して、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるように、必要な日常生活上の世話および利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体・精神的負担の軽減を図るものとします。

2 事業の提供にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立つて行うものとします。

3 事業の運営にあたっては、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、介護保険施設、その他の保健、医療または福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

4. 事業所の営業日 営業時間、及び緊急時対応について

営業日	月曜日 ～ 金曜日（*年末年始を除く）
営業時間	午前8時30分 ～ 午後5時まで
緊急時連絡先	018-896-5880（*24時間連絡が取れます）

※上記営業時間以外の利用にも応じますので、ご相談ください。

5. 事業所の職員体制について

職 種	常 勤	常勤兼務	非常勤	計	備 考
管 理 者		1		1	運営及び管理
サービス提供責任者	5以上			5以上	利用申込及び業務の調整等
サービス提供者			20以上	20以上	訪問介護

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| 1 利用料金が介護保険から給付される場合
2 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付（または総合事業の支給）の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付（または総合事業から支給）されます。

<サービスの概要と利用料金>

- | |
|---|
| ○身体介護
入浴・排せつ・食事等の介護を行います。
○生活援助
調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をいたします。 |
|---|

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画を踏まえた訪問介護計画、第一号訪問事業計画に定められます。

①身体介護

○入浴介助

…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

○排せつ介助

…排せつの介助、おむつ交換を行います。

○食事介助

…食事の介助を行います。

○体位変換

…体位の変換を行います。

○通院介助

…通院の介助を行います。

②生活援助

○調理

- …ご契約者の食事の用意を行います。(ご家族分の調理は行いません。)
- 洗濯
…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。(ご家族分の洗濯は行いません。)
- 掃除
…ご契約者の居室の掃除を行います。(ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)
- 買い物
…ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。(預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。)
- ※「第一号訪問事業」のうち「訪問型サービスA」は「生活援助」サービスのみを行います。

<サービス利用料金>

①訪問介護サービス利用料(要介護1から5)1回の利用料金

イ 身体介護を行う場合

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増す毎に)
身体 介護	1. 利用料金	1,790円	2,680円	4,260円	6,240円	820円
	2. うち、介護保険から 給付される金額	1,611円	2,412円	3,834円	5,616円	738円
	3. サービス利用に係る 自己負担額(1割負担の場合)	179円	268円	426円	624円	82円

ロ 身体介護に引き続き生活援助を行う場合

	サービスに要する時間	20分以上	45分以上	70分以上
生活 援助	4. 利用料金	650円	1,300円	1,950円
	5. うち、介護保険から 給付される金額	585円	1,170円	1,755円
	6. サービス利用に係る 自己負担額(1割負担の場合)	65円	130円	195円

ハ 生活援助を行う場合

	サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上
生活 援助	7. 利用料金	1,970円	2,420円
	8. うち、介護保険から 給付される金額	1,773円	2,178円
	9. サービス利用に係る 自己負担額(1割負担の場合)	197円	242円

☆当事業所は厚生労働大臣が定める基準に適合しており、特定事業所加算Ⅱ(10%増し)を算定しています。

☆以上の自己負担額は利用者負担1割の場合の額です。一定以上所得者の場合は2割又は3割の負担となる場合があります。

②第一号訪問型事業サービス利用料(事業対象者、要支援1、要支援2)

項 目	通常の利用料金 (1割負担の場合)
イ 第一号訪問型サービス 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1月につき)	
i 1週に1回程度の場合	1, 176円
ii 1週に2回程度の場合	2, 349円
iii 1週に2回を超える程度の場合	3, 727円
ロ 第一号訪問型サービス 1月当たりの回数を定める場合 (1回につき)	
i 標準的な内容の訪問型サービスである場合	287円
ii 生活援助が中心である場合	
一 所要時間20分以上45分未満の場合	179円
二 所要時間45分以上である場合	220円
iii 短時間の身体介護が中心である場合	163円
ハ 第一号訪問型サービスA (1回につき)	220円

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために厚生労働大臣が定めた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画、第一号訪問事業計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

☆初回加算 (第一号訪問事業も同様 (訪問型A含む))

新規に訪問介護計画、第一号訪問事業計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に、200円をお支払いいただきます。

☆緊急時訪問介護加算

利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合に、100円をお支払いいただきます。

☆生活機能向上連携加算 (第一号訪問事業も同様 (訪問型A対象外))

サービス提供責任者と指定リハビリテーション事業所(指定通所リハビリテーション事業所)の専門職と共同で、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画、第一号訪問事業計画を作成し評価を行った場合、100円をお支払いいただきます。

☆平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額(総合事業の支給限度額)の範囲内であれば、介護保険給付(第一号事業支給費)の対象となります。

- ・夜間(午後6時から午後10時まで) : 25%
- ・早朝(午前6時から8時まで) : 25%
- ・深夜(午後10時から午前6時まで) : 50%

☆ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

※ 2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・ 体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・ 暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ 介護職員等処遇改善加算 I（第一号訪問事業サービスも同様（訪問型 A 対象外））介護サービスに従事する介護職員の処遇改善に充てることを目的としています。月額利用料に 24.5% を乗じた金額が加算されます。

☆ 以上の自己負担額は利用者負担 1 割の場合の額です。一定以上所得者の場合は 2 割又は 3 割の負担となる場合があります。

※ 訪問介護サービスおよび第一号訪問事業サービスに関する注意事項

☆ ご契約者がまだ要介護認定又は要支援認定又は事業対象者確認を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護認定又は事業対象者確認を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 利用料金のお支払い方法

前記①②の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、請求書が、届いてから 15 日以内にお支払いください。支払い方法は、現金集金、銀行振込、口座振替の 3 通りから選べます。

(3) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- 事前の連絡がなく、サービス提供事業所が利用者の居宅を訪問してからサービスが中止となった場合は、中止したサービスの種類にかかわらず、500 円をいただきます。ただし、利用者の心身の状態など、やむを得ない事情で中止となった場合は無料とします。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業所からの訪問介護員の交替

事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとしします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

契約者は「6. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。但し、事業所は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとしします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業所は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
 - ②ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
 - ③直接ご本人の援助に該当しないサービス
 - ・ご本人以外の方の洗濯、調理、買い物、布団干し等
 - ・主としてご本人が使用する居室等以外の掃除
 - ・来客の応接（お茶、食事の手配等）
 - ・自家用車の洗車、掃除等
 - ④ホームヘルパーが行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断されるサービス
 - ・草むしり
 - ・花木の水やり
 - ・犬の散歩等ペットの世話等
 - ⑤日常的に行われる家事の範囲を超えるサービス
 - ・家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
 - ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
 - ・室内外家具の修理、ペンキ塗り
 - ・植木の剪定等の園芸
 - ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理
 - ・冠婚葬祭の準備、後片付け等
- ※厚生労働省通知（平成12年11月16日老振第76号）
「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」より

（6） サービス提供責任者

サービス提供責任者は利用者からのサービス利用申込みに関する調整や訪問介護計画の作成などはじめ、次のような業務を担当します。利用にあたっての疑問点やご心配な点や、また、サービス内容を変更したい時には、サービス提供責任者にお気軽にお尋ねください。（担当の訪問介護員に直接お話しくださってもかまいません。）

<サービス提供責任者の業務>

- ①訪問介護サービスの利用の申込みに関する調整
- ②利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
- ③居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議への出席など）
- ④訪問介護員への援助目標、援助内容に関する指示
- ⑤訪問介護員の業務の実施状況の把握
- ⑥訪問介護員の業務管理
- ⑦訪問介護員の研修、技術指導
- ⑧その他サービスの内容の管理について必要な業務

8. 虐待防止のための措置について

（1）事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

- ②虐待の防止のための指針を整備します。
 - ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
 - ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 身体拘束等の禁止について

- (1) 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- (2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
- ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - ②身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - ③従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

10. 業務継続計画の策定等について

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護、第一号訪問事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 衛生管理等について

- (1) 事業所は、事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。
- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12. 緊急時の対応方法について

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、家族、居宅支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病院名	
	氏名	
	連絡先	
家族	氏名	
	連絡先	

13. 事故発生時の対応について

- 事業所は、サービスの提供にともなって、事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐために対策を講じます。
- 事業所は、サービス提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

14. 相談・苦情等の窓口について

- 当事業所におけるサービス内容に関するご相談や苦情の窓口を下記のとおり設けております。

電話番号	018-896-5855
FAX番号	018-896-5851
苦情解決責任者	管理者 伊藤 明 廣
受付担当者	加賀谷 真弓

・ 第三者委員

遠藤 欽一	泉地区社会福祉協議会副会長 秋田市泉中央四丁目23-8	電話番号824-1366
関 満夫	泉地区民生児童委員協議会会長 秋田市泉中央四丁目22-26	電話番号863-7452
斎藤 法生	外旭川地区民生児童委員協議会会長 秋田市外旭川八幡田一丁目7-16	電話番号868-5250

・ 行政機関その他苦情受付機関

秋田市役所 介護保険課 長寿福祉課	秋田市山王一丁目1番1号 電話番号 018-888-5672 電話番号 018-888-5668
秋田県国民健康保険 団体連合会	秋田市山王四丁目2番3号 電話番号 018-883-1550
秋田県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	秋田市旭北栄町1番5号 電話番号 018-864-2726

【説明確認欄】

令和 年 月 日

訪問介護または第一号訪問事業サービスの提供開始に際し、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業所

所在地 秋田市泉菅野二丁目17番11号
名称 リンデンバウムいずみホームヘルパーステーション
管理者 伊藤 明 廣
説明者 サービス提供責任者 ㊞

私は本書面により、事業所から訪問介護または第一号訪問事業サービスについての重要事項の説明を受け、当該サービスの提供開始に同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者 住所 _____
氏名 _____ ㊞

代理人（利用者代理人を選任した場合）

住所 _____
氏名 _____ ㊞

(利用者との関係 _____)